



～商工会は行きます 聞きます 提案します～

No.65

令和2年9月

まつえ北商工会かわら版

鹿島本所 ☎82-2266

八束支所 ☎76-2041

URL <http://matu-kita.shoko-shimane.or.jp>

新型コロナウイルス感染症「特別利子補給制度」のお知らせ

特別利子補給制度は、国がコロナ融資に係る利子相当額を助成することにより、事業者の金利負担を軽減する制度で、要件を満たす場合は**実質的に無利子**となります。

日本政策金融公庫のコロナ融資（新型コロナウイルス感染症特別貸付・新型コロナウイルス対策マル経融資）を利用した中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者に対して、中小企業基盤整備機構から**最長3年間分の利子相当額が一括助成**されます。

なお、対象期間終了後、「助成された利子相当額」と「実際に支払った利子額」に差額が生じた場合は、追加助成または返還により精算することになります。

【適用対象】

借入申込時点の対象月1ヶ月、またはその後2ヶ月を含む3ヶ月のうちのいずれか1ヶ月の売上高を、前年または前々年同月の売上高と比較し、以下の要件を満たす事業者

- ①小規模企業者（個人事業主、事業性のあるフリーランスを含む）…要件なし
- ②小規模企業者（法人事業者）……………売上高▲15%以上減少
- ③中小企業者等（上記①②を除く事業者）…売上高▲20%以上減少

【利子補給】

対象期間：借入後当初3年間（最長） 対象貸付上限額：4,000万円

【申請先・問合せ先】

中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局

☎0570-060515 （平日・土日祝日 9:00～17:00）

特別利子補給制度の申請書は、8月下旬以降、3～5月申込分が順次郵送されており、6月以降分は10月以降に郵送されるようです。制度上、一融資取引ごとに算定されますので、相殺処理の観点から、**反復利用（借換）された事業者は借換前と借換後の申請書を合わせて一括申請（同封）**されることをお勧めします。

「松江GENK | 夜市チケット」販売中!!

コロナ禍により売上が減退している市内飲食店の元気や賑わいを取り戻し、来店機の運成や消費喚起を図るため、衛生管理セミナー受講店舗（加盟飲食店）による「松江GENK | 夜市」が6月から開催されています。

加盟飲食店で使用できる**お得な「プレミアムチケット」**を商工会（鹿島本所・八束支所）でも販売しています！

- ★ 6,000円分（500円券×12枚綴）が**4,000円**で購入できます。
- ★ **1人5セットまで**購入できます。ご家族や会社でまとめて購入可。
- ★ 加盟飲食店で**11月末まで使用可能**（昼夜問わず使えます！）
- ★ 利用可能店舗一覧は商工会に備え付けてあります。
詳しくは「松江GENK | 夜市」で検索！



帳簿づけ 進んでいますか？

今年も残すところあと3ヶ月余りになりました。そろそろ決算も意識して日々の帳簿づけを進めておきたいところです。

「いつの間にか何ヶ月分も溜まってしまって、ますます帳簿をつけるのが嫌になり、結局年明けに1年分まとめて帳簿づけ・・・」なんてことにならないために、毎日とはいかなくても、月に2日、最低でも1日は領収書等を整理したり、帳簿をつけたりする時間をとりましょう。



記帳機械化の事業所の方は「毎月の帳簿提出」をお願いいたします！

新型コロナの影響による松江市国民健康保険料「減免」のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がるなど要件に該当する場合は、申請によって保険料が減免されます。

【対象者】

1. 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
2. 新型コロナウイルス感染症により、世帯の**主たる生計維持者の収入**について、下記①～③の**すべてに該当する世帯**
 - ①令和2年の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のうち、いずれかの収入が前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
 - ②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
 - ③10分の3以上減少することが見込まれる収入に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【申請に必要な書類】

- ・国民健康保険料減免申請書および収入状況等申告書 ※松江市HPよりダウンロード可
- ・現在の収入を示す書類・・・給与明細、月別帳簿 等
- ・前年の収入が確認できる書類・・・源泉徴収票、確定申告書の控え 等
- ・その他申請理由を証明する書類・・・廃業届、離職票、雇用保険受給資格者証 等

【受付方法】

松江市保険年金課窓口へ持参または郵送

※郵送の場合・・・必要書類と世帯主の本人確認書類（運転免許証等）の写しを同封
〒690-8540 松江市末次町86 松江市保険年金課 国保年金係

【問合せ先】松江市保険年金課 ☎55-5269

来年度から「HACCPに基づく衛生管理」が義務化されます

食品衛生法の改正により、原則として全ての食品等事業者は令和3年6月1日までにHACCPに沿った衛生管理に取り組むことが義務づけられました。

HACCP（ハサップ）とは？

食品等事業者が食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（HA）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理（CCP）し、製品の安全性を確保しようとする「衛生管理の手法」のこと。

島根県衛生管理アドバイザー派遣制度を活用ください！

対象 食品製造・加工事業者
内容 HACCP導入の支援
費用 無料

【問合せ先】島根県環境保健公社 環境事業推進課 ☎24-0207

持続化給付金・松江市経営支援給付金の申請をお忘れなく!!

国の**持続化給付金**は、コロナ禍の影響を受けている事業者の事業継続・再起を図るための給付金です。

持続化給付金を受給された事業者は**松江市経営支援給付金（10万円）**が申請できます。

給付条件 令和2年1月以降、事業収入が前年同月比▲50%以上減少している月がある

給付金額 個人：上限**100万円** 法人：上限**200万円**

申請期限 **令和3年1月15日（金）**

持続化補助金を活用してみませんか？

小規模事業者持続化補助金は、小規模事業者が策定した「**経営計画**」に基づき実施する**販路開拓（顧客獲得・集客拡大等）**や**生産性向上の取組**に活用できます。

例：チラシ作成、ホームページ作成、店舗改装、新商品開発に資する設備導入など

今年度は、従来の**一般型**に加え、**コロナ特別対応型**が新設され、各型に**事業再開枠**（感染防止対策費補助）が付加できます。申請書作成からサポートしますのでご相談ください。

【補助金額】一般型：上限50万円（2/3補助） + 再開枠：上限50万円（定額補助）

コロナ型：上限100万円（2/3～3/4補助） + 再開枠：上限50万円（定額補助）

【申請期限】**10月2日（金）** ※一般型のみ次回公募あり（来年2月5日）

【公募要領】島根県商工会連合会HPよりダウンロード

自動車共済のご案内

商工会員の皆様は**団体割引**が適用されます。お見積りはお気軽に商工会までご連絡ください。



★他の保険会社からの等級を継承できます。

★安心のロードサービス！

★24時間・365日事故受付サービス！

★商工会員のほか、役員・従業員、同居の親族・別居の扶養親族も割引の対象です。

※団体割引率30.0%は、2020年10月1日～2021年9月30日までを共済期間の初日とする共済契約に適用されます。

※割引率は毎年見直されますので、以降は変動する場合があります。

 **西日本自動車共済協同組合**

最低賃金のお知らせ

島根県最低賃金が改正されました。
10月1日から適用されます。

時間額 792円（前年比2円アップ）

※最低賃金は雇用形態に関わらず、すべての労働者に適用されます。

職員コラム

暑さと新型コロナ感染拡大の中、皆さんの体調はいかがですか？

猛暑の中、これまで馴染みのなかったマスクを日常的に着用するようになり「頭痛や息苦しさ、倦怠感を覚える」という人が多く、不調はマスクの影響が大きいようです。原因はいくつか考えられるようですが、一番は自分の吐いた息をすぐに吸うことによる「二酸化炭素過多」です。

二酸化炭素が多く酸素が少ない空気を吸うことで、脳内の血管が拡張して頭痛が起こりやすくなるそうです。また、マスク内の温度上昇による熱中症も不調の原因の一つだそうです。

マスクを外せるときは迷わず外し、のどが渇いたと感じる前に水分補給することが大切です。

暑さも和らいできましたが、皆さま、くれぐれもお体ご自愛ください。
(M・H)

お詫びと訂正

8月末に管内（鹿島・島根・美保関・八東）全戸配布しました「飲食店応援チラシ」に誤記がありましたので、訂正するとともにお詫び申し上げます。

会員の皆様には「修正版」を配布いたしますので差し替え願います。

八東町「料理 活八（いけはち）」様の定休日 誤：日曜日 → 正：不定休

令和2年度 子育てしやすい職場づくり

島根*創生
SHIMANE SOUSEI

奨励金

20万円
または
10万円・40万円

出産後の復職に取り組む
企業を応援します
事業者へ奨励金を支給いたします



対象事業者

島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です）

出産後 職場復帰奨励金

出産後の復職に取り組む
中・小規模事業者等に
奨励金を支給します。

令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合

奨励金 ● 労働者30人未満の事業所
事業者への支給額 新規支給事業所の1人目のみ

左記以外

20万円/人 10万円/人

令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合

奨励金 出産後復職した労働者の休業期間が
事業者への支給額

①育児休業17ヶ月以上 ②育児休業3ヶ月以上17ヶ月未満 ③育児休業3ヶ月未満または産休のみ
40万円/人 20万円/人 10万円/人



支給要件

- ・常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所（本支店、営業所等）
- ・育児休業を3ヶ月以上取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
- ・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- ・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと

支給要件

- ・労働者数50人未満の、島根県内の事業者（本支店、営業所等）
- ・産前産後休業または育児休業を取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
- ・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- ・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと

子育てしやすい 職場づくり奨励金

職場環境づくりに取り組む、
中小・小規模事業者等に
奨励金を支給します。

令和3年3月31日までの申請について

奨励金 事業者への支給額 上限額
1制度導入 20万円 40万円

支給要件

- ・常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所（本支店、営業所等）
- 次のア・イの制度を令和2年4月1日以降に導入し、令和2年度内に一定の利用実績があること
- ア 時間単位の有給休暇制度
- イ 短時間勤務制度（3歳未満を除く）【代替制度：フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ】
- （対象）小学6年以下の子どものいる労働者（性別は問いません）

※1事業所につき支給要件のア、イそれぞれ1回限り

詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

ジョイメイトしまねが社員の皆様の 福利厚生をサポートします！

●会費：一人月額1,000円（年間12,000円）

◎ジョイメイトしまねに加入すると以下のようなサポートが受けられます。



ニュース掲載ツアー 1,000円～10,000円割引	5年に1度 永年勤続 5,000円～10,000円給付	健康診断6,000円補助	宿泊付き 忘新年会2,000円補助
割引指定店5%以上割引	ツアー2,000円割引	隠岐汽船1,000円割引	抽選で お食事割引券 1,000円プレゼント
隔年 熟年夫婦旅行 10,000円補助	インフルエンザ予防接種 600円補助	祝い金・見舞金等給付	各種チケット購入補助

「2,100事業所・29,500人をサポート中」まずはお電話下さい！ ジョイメイトしまね ☎(0852)28-6555